

## 小布施町販路拡大支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、意欲ある農業者及び中小企業者等が行う販路拡大のための取組を支援することにより、本町産業の振興発展を図ることを目的として、予算の範囲内で小布施町販路拡大支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、小布施町補助金等交付規則（昭和46年小布施町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内に住所を有する次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農業者、農業者で組織する団体又は農業を営む法人（以下「農業者等」という。）
- (2) 小布施町商工会に加入している中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む。）
- (3) その他町長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、補助対象者としない。

- (1) 申請する事業について、国又は地方公共団体等が実施する他の補助制度の対象となっている者
- (2) 小布施町新規就農者育成総合対策資金交付要綱に定める物産展等出店経費助成事業による補助金の交付を受ける者
- (3) 町税等を滞納している者
- (4) 政治活動及び宗教活動を行うことを主たる目的とする団体等
- (5) 小布施町暴力団排除条例（平成24年小布施町条例第16号）第2条に掲げる暴力団員等を構成員とする団体等

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

に規定する性風俗関連特殊営業又はそれらに類似する業種を営む事業者等

(7) その他町長が不相当と認める者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額及び補助率等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内の額とし、5万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付回数は、1世帯又は1企業につき同一年度内において、1回限りとする。

(補助金の申請及び実績報告等)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、小布施町販路拡大支援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に、別表に掲げる必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める書類を併せて提出するものとする。

(1) 町外にのみ農地を所有し、又は賃貸している者 耕作証明書

(2) 農業者等に該当しない者であって、小布施町商工会に加入している中小企業者  
小布施町商工会加入証明願兼証明書（様式第2号）

2 第3条に掲げる補助対象事業を複数実施する場合は、一括して申請を行うことができる。

(交付の決定及び額の確定通知等)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、小布施町販路拡大支援事業補助金交付決定兼確定知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の不交付を決定したときは、小布施町販路拡大支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（調査）

第7条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付に係る要件を確認するための調査を行うことができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第8条 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- （2） 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- （3） その他町長が不相当と認めるとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。

別表（第3条、第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	内容	必要書類
県外で第三者が開催する物産展等へ出展等する事業	旅費	交通費、宿泊費、車借上代及び燃料代	補助対象経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し、出展等の様子が分かる写真及びパンフレット等、広告宣伝費の場合は、見積書、請求書の写し及び作成したチラシ等
	通信運搬費	農産物又は自社製品等の運搬に係る経費	
	広告宣伝費	チラシ、パンフレット、ポスター及び名刺等の印刷及びデザインに係る経費	
	出展料	主催者に支払う小間料（装飾料を除く）	
ホームページを開設又は改修する事業	委託料	外注により、開設又は改修に係る経費（維持管理費を除く）	補助対象経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し、補助対象経費の内訳がわかる見積書及び請求書の写し、完成したページの写し又は完成した動画データ等
自社ECサイトを開設又は改修する事業		外注により、農産物、自社の製品等の紹介動画作成に係る経費	
企業等紹介動画を作成する事業			